

住宅改修等助成制度一覧

川越市役所 電話224-8811(代表) 令和6年4月1日～

分類	バリアフリー改修				耐震改修	改修全般	
	介護保険 認定者	介護保険 非認定者		身体障害児・者			
		高齢者	身体障害児・者				
制度の名称	介護保険住宅改修費支給制度	在宅高齢者居宅改善費助成金	日常生活用具費支給制度(住宅改修費)	川越市重度身体障害者居宅改善整備費補助金	川越市既存建築物耐震改修補助金交付制度	川越市住宅改修補助金	
対象者	介護保険法における在宅の要介護・要支援認定者	下記の①～⑤の全てに該当する方 ①65歳以上で市内に引き続き1年以上居住している在宅の高齢者 ②対象者及び同居者が要介護及び要支援の認定を受けていないこと ③対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下であること ④過去に同事業による助成金の交付を受けた居宅でないこと ⑤居宅の改善部分について、申請する年度に他の助成制度を利用していないこと	市内に住所を有し、引き続き在宅生活を希望する者で、介護保険法による要介護・要支援認定を受けていない、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳に、下肢又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の程度が3級以上である者として記載されている者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は身体障害者手帳に、上肢機能障害が2級以上である者として記載されている者) ・難病患者等については、下肢または体幹機能の障害がある者 ただし、市民税所得割額が46万円以上の方が「世帯」にいる場合は対象外 「世帯」の範囲 ・障害者の場合は障害者及び配偶者 ・障害児の場合は障害児及びその属する世帯	次のいずれにも該当する者(ただし、過去に当該制度による補助金の交付を受けている者は対象外) ・市内に住所を有し、引き続き在宅生活を希望する者 ・身体障害者手帳に、両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者	以下のいずれかに該当する者 ・建築物の所有者 ・所有者の同意を得て事業を行う者	市内に住民登録を有する ・市税を滞納していない ・過去に本制度の利用実績がない	
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が居住する住宅 対象者が住宅の所有者でない場合、所有者の承諾が必要 				昭和56年5月31日以前着工のもので、以下の全てを満たすもの ・木造(在来工法、伝統構法、2×4)の1戸建て住宅、兼用住宅、アパート、長屋 ・地上2階建て以下 ・耐震診断の結果、構造耐震指標が1.0未満のものを1.0以上に耐震改修すること ・過去にこの補助を受けていないこと	対象者が市内に所有し、かつ居住する住宅 集合住宅については個人の専有部分	
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付け 引き戸等への扉の取り替え 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床や通路面の材料の変更 和式便器から洋式便器等への便器の取り替え 上記に付帯して必要となる工事 				<ul style="list-style-type: none"> リフト等の設置にかかる工事(リフト本体の代金は含まれない) 自動ドアの設置にかかる工事(自動ドア本体の代金は含まれない) 水洗化にかかる水回り等の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は同等の補強方法により、地震に対して安全と判断を行なう改修設計に基づく改修工事(同協会の評価を受けていない工法は補助対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> リフォーム工事全般 ただし、20万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の工事 前期:2024年6月15日までに完了する工事 中期:2024年10月31日までに完了する工事 後期:2025年3月14日までに完了する工事 【対象工事の例】 外壁の塗装、クロスの張替え、浴室、台所、トイレ等水回りの改修、間仕切りの変更、屋根の葺き替え等の改修 【対象外工事の例】 外構、車庫、物置等の改修
施工業者	指定なし				指定なし	市内に事業所を有する事業者	
助成額等	合計20万円までの対象工事費を上限として費用の7～9割を助成	対象となる経費の1/3以内、(千円未満切り捨て) ・助成限度額 10万円	工事費のうち20万円を限度とし、所得状況に応じ一部負担有	工事費 ・補助限度額 40万円	工事費(34,100円/㎡を限度)の23% ・千円未満切り捨て ・補助限度額 30万円	工事費の5%、千円未満切り捨て ・補助限度額 5万円	
申請及び支払方法等	事前申請(審査後、承認通知書発送) ・工事完了及び改修費用支払い後、事後申請 ・償還払いまたは受領委任払い、口座振込	事前相談を要する ・工事完了後支給審査 ・償還払い、口座振込	事前相談を要する ・通常代理受領により、業者に支払	事前相談を要する ・概算払い工事完了後精算、口座振込	事前相談を要する ・1月31日までに実績報告が出来ること ・償還払い、口座振込	事前申請、受付後内容審査(事前申請額が予算の範囲を超えた場合は公開抽選) ・本申請、受付後内容審査 ・実績報告、受付後内容審査 ・口座振込	
備考	新築及び増築工事は除く ・事前に工事内容等の承認を受け着手すること ・転居、要介護区分の変更等により、再度給付の場合有	新築及び増築工事は除く ・交付決定後に着手すること ・予算枠により打ち切り有	新築、改築及び増築の工事(当該工事の前後1月の間に行われる工事を含む。)を除く ・交付決定後に着手すること	下の工事を除く (1) 新築、改築及び増築の工事(当該工事の前後1月の間に行われる工事を含む。) (2) 介護保険住宅改修費支給制度の対象となる工事 (3) 日常生活用具費支給制度(住宅改修費)の対象となる工事 (4) その他公費負担の対象となる工事 ・交付決定後に着手すること ・予算枠により打ち切り有	募集期間は4月から12月頃 ・建築基準法に違反しているものは除く ・交付決定後に契約すること ・予算枠により打ち切り有 ・耐震診断の補助制度(診断費の2/3・上限6万円)も別途有	新築及び建替え工事は除く ・交付決定後に着手すること	
担当課	介護保険課 管理給付担当 224-6402(直通) 内線2561、2562、2577	高齢者いきがい課 高齢者いきがい担当 224-5809(直通) 内線2551～2553	障害者福祉課 福祉サービス担当 224-6317(直通) 内線2545、2546	建築指導課 建築指導担当 224-5974(直通) 内線3246、3247	産業振興課 商業振興担当 224-5934(直通) 内線2722、2723		

※工事箇所を明確に区分することにより、複数の助成制度を利用できる場合がございます。詳しくは各担当にお問い合わせください。

※改修工事を行った場合、固定資産税が減免される場合がございます。詳しくは、資産税課にお問い合わせください。